

# 伊豆市ひとり親移住 定住促進補助金のご案内 (賃貸補助事業)

伊豆市



# 伊豆市ひとり親移住定住促進補助金について

伊豆市では、移住しやすい住宅環境の確保と、快適で魅力あるまちづくりを図るため、伊豆市に移住及び定住したひとり親に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行います。

補助の対象になるか  
チェックしてみましょう！

## 補助対象者

- |  | チェック                     |
|--|--------------------------|
| <b>1 伊豆市に住所があり、同居する18歳以下の子どものあるひとり親であること。</b>  | <input type="checkbox"/> |
| <b>2 市内の旅館業に新規に就業していること。</b>   | <input type="checkbox"/> |
| <b>3 家賃の額（駐車場使用料及び共益費を除く）が、月3万円を超えていること。</b><br>（ただし、勤務先より住宅補助がある場合はこれを引いた額が3万円を超えること） | <input type="checkbox"/> |
| <b>4 居住する世帯員が市町村税、上下水道使用料、保育料、授業料等を滞納していないこと。</b>                                      | <input type="checkbox"/> |
| <b>5 生活保護による住宅扶助を受けていないこと。</b>   | <input type="checkbox"/> |
| <b>6 伊豆市暴力団排除条例（平成24年伊豆市条例第2号）第2条に規定する暴力団員等でないこと。</b>                                  | <input type="checkbox"/> |
| <b>7 転勤、入学、通学の理由による転入ではないこと。</b>   | <input type="checkbox"/> |
| <b>8 過去にこの補助金や伊豆市若者定住促進補助金の交付を受けていないこと。</b><br>（3親等内の親族の経営しているものを除く）                   | <input type="checkbox"/> |
| <b>9 補助金交付後2年以上継続して補助の対象の住宅に居住すること。</b><br>（新たに市内の賃貸住宅に転居する場合、又は市内に居住する住居を取得する場合を除く）   | <input type="checkbox"/> |

## 補助対象住宅

- |   | チェック                     |
|---|--------------------------|
| <b>1 民間賃貸住宅の所有者（3親等内の親族を除く）との間で賃貸借契約を締結した賃貸住宅。</b><br>（市営等の公的賃貸住宅、社宅、官舎、寮、会社名義の賃貸住宅を除く） | <input type="checkbox"/> |
| <b>2 対象となる賃貸住宅は玄関、居室、便所、台所及び風呂を備えているものになります。</b>  | <input type="checkbox"/> |

## 補助金額

交付額は**月額2万円**とし、期間は交付の決定した月から**24ヵ月間**となります。

## 申請方法

この事業の補助金を受けるには、**旅館業に新規就業した日から3カ月以内**に、以下の書類をそろえて市役所地域づくり課（本庁）までご持参ください。

- 1 伊豆市ひとり親移住定住促進家賃補助金交付申請書（様式第2号）
- 2 賃貸借契約書の写し
- 3 家賃内訳証明書（様式第3号）
- 4 世帯員全員の住民票（続柄記載のあるもの）
- 5 戸籍全部事項証明書
- 6 世帯員全員の過去3年間の納税証明書
- 7 勤務証明書

チェック

  
  
  
  
  
  

## 補助金の交付決定

必要書類をチェックしましょう！

補助金の交付申請があった場合、市がその内容を審査し、伊豆市ひとり親移住定住促進家賃補助金交付・不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知します。

## 補助金の請求

補助金の交付決定を受けた者は**下記の請求期間内**に、伊豆市ひとり親移住定住促進家賃補助金交付請求書（様式第9号）に捺印して、家賃の支払がわかる書類と勤務証明書を添えて市役所地域づくり課へ提出してください。請求書が提出された後、市は現地を確認し補助金を交付します。

対象家賃	請求期間
4月分から9月分	10月1日～10月15日
10月分から3月分	4月1日～4月15日

## 申請の変更

当該賃貸借契約等に変更が生じた場合は、下記の書類（当該変更に係るものに限る。）をそろえて市役所地域づくり課に提出してください。

- 1 伊豆市ひとり親移住定住促進家賃補助金変更交付申請書（様式第6号）※必須
- 2 賃貸借契約書の写し
- 3 家賃内訳証明書（様式第3号）
- 4 世帯員全員の住民票（続柄記載のあるもの）
- 5 戸籍全部事項証明書
- 6 世帯員全員の過去3年間の納税証明書
- 7 勤務証明書

伊豆市ひとり親移住定住促進補助金（賃貸補助事業）  
申請手続きの流れ

申請者

市（地域づくり課）

【対象者】

- ・旅館業、医療業、介護業へ新規就業するひとり親
- ・民間の賃貸住宅に住んでいる
- ・家賃の金額が3万円以上（就業先より家賃補助がある場合はこれを減じた残りが3万円以上）

交付申請書ほか

旅館業へ新規就業から3カ月以内に申請

受付

審査

受領  
（交付決定の場合）

送付

交付・不交付  
決定通知書

押印

補助金交付用請求書

郵送もしくは持参

受付

対象家賃	請求期間
4月分～9月分	10月1日～10月15日
10月分～3月分	4月1日～4月15日

補助金の受領

座振込

補助金の交付